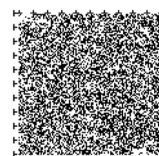


第 1 總論



1 計画の基本事項

(1) 基本計画策定の趣旨

① 福岡市におけるバリアフリー化推進の経緯

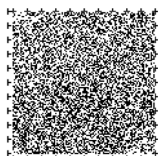
福岡市バリアフリー基本計画は、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」に向け、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を計画的に推進していくために策定しているものです。

福岡市では、高齢者、障がい者等をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活が保障され、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進するため、平成10年4月に「福岡市福祉のまちづくり条例」(以下、「条例」とします。)を施行しました。

条例に基づいて、平成11年4月に「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」(以下、「規則」とします。)を施行し、不特定かつ多数の人が利用する建築物等の施設のバリアフリー整備に関する基本的な事項を定めました。

また、平成14年3月には、平成22年度を目標年次とする「福岡市交通バリアフリー基本方針」を策定し、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人などが、公共交通機関を利用して自由かつ安全に移動できるよう、優先的に整備が必要な特定旅客施設と重点整備地区を選定し、特定旅客施設における段差解消や重点整備地区内の道路等のバリアフリー化を促進してきたところです。

一方、国においては、平成6年9月のハートビル法、平成12年11月の交通バリアフリー法を経て、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」とします。)が施行され、平成23年3月には、バリアフリー法に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下、「国の基本方針」とします。)が告示され、令和2年度を目標年次としたバリアフリー化の目標設定等が行われ、この基本方針に基づく基本構想として、平成25年4月に「福岡市バリアフリー基本計画」(以下、「本計画」とします。)を策定しました。



平成 30 年5月のバリアフリー法改正では、バリアフリーの基本理念のほか、マスタープランや基本構想の作成が市町村の努力義務として規定され、高齢者、障がい者等を含む誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザインの街づくり」や「心のバリアフリー」といったハード・ソフト一体的なバリアフリー化が全国的に進められています。

令和2年5月のバリアフリー法改正では、市町村において「心のバリアフリー」を促進するための取組みをマスタープラン及び基本構想に位置づけ、施策の充実を図るとともに、公共交通事業者など施設設置管理者においてもソフト対策の取組み強化が求められています。

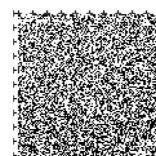
さらに、令和2年12月には、近年のバリアフリー法改正を踏まえ、「国の基本方針」があらためて告示され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われています。

② 計画策定の趣旨

超高齢社会の進展と平均寿命の延伸を踏まえると、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化された生活環境は市民生活において不可欠の重要な社会基盤です。これまでの取組みにより、福岡市における生活関連施設及び生活関連経路等のバリアフリー化は着実に進展していますが、今後も継続的な取組みが必要です。また、高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができる生活環境の実現のためには、ハード整備のみならず、ハード整備の効果を高める礎となる「心のバリアフリー」などのソフト面についても、一体的に実施することが必要です。

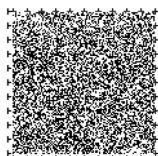
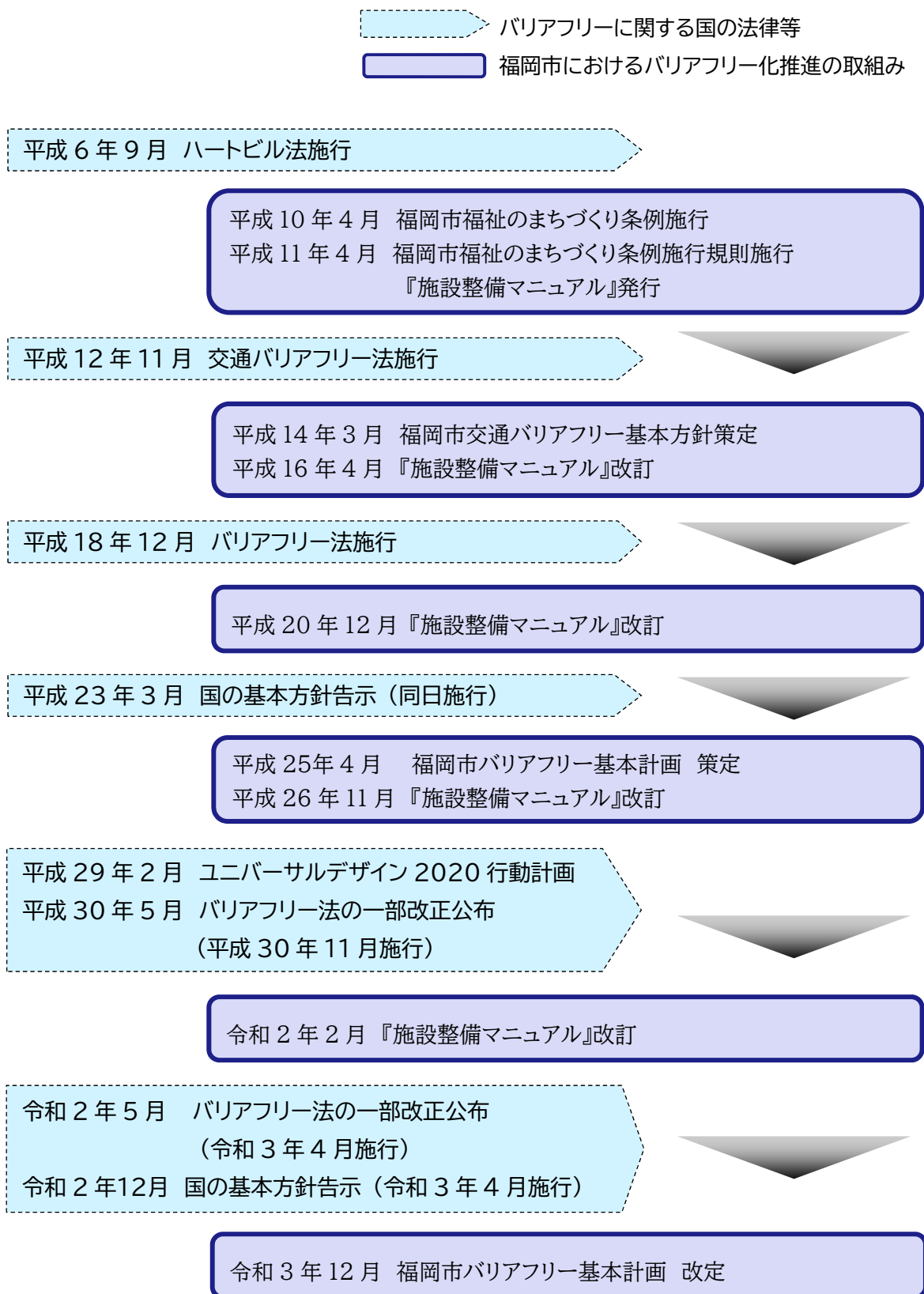
令和2年12月に告示された「国の基本方針」に基づき、本計画を改定し、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」という基本理念によるまちづくりを引き続き推進していくための取組みの方向性等を明らかにして、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を計画的に推進していきます。

なお、本計画においては、目標年次を定めて、計画期間内において特に推進すべきものとして、国の基本方針に掲げられた整備項目などを示しているところですが、施設設置管理者は、これらの整備項目のみにとらわれることなく、施設の規模や、高齢者、障がい者等の多様な利用実態に応じた柔軟かつ合理的なバリアフリー化についても検討し、推進していくことが必要です。



第1 総論

図表1 福岡市におけるバリアフリー化推進の経緯



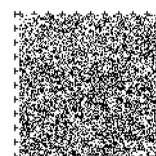
(2) 国の目標

「国の基本方針」において示された、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標は、以下のとおりです。

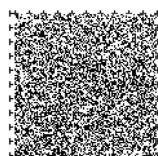
福岡市においても、国の基本方針を踏まえ、バリアフリー化を推進していきます。

図表 2 国が示した各施設等の主な目標

施設・車両等		令和 7 年度末までの目標(全国値)	
鉄道	鉄軌道駅	・3,000 人以上/日の施設及び重点整備地区内の 2,000 人以上 3,000 人未満/日の施設を原則 100% (バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加)	
	ホームドア・可動式ホーム柵	・全体で 3,000 番線、うち 10 万人以上/日の駅は 800 番線	
	鉄軌道車両	・約 70%	
バス	バスターミナル	・3,000 人以上/日の施設及び重点整備地区内の 2,000 人以上 3,000 人未満/日の施設を原則 100% (バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加)	
	乗合バス	ノンステップバス	・約 80%
		リフト付きバス等 (適用除外認定車両)	・約 25%をリフト付きバス、スロープ付きバスとする等、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
	貸切バス	・約 2,100 台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化	
船舶	旅客船ターミナル	・2,000 人以上/日の施設を原則 100% (バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加)	
	旅客船	・約 60% ・2,000 人以上/日のターミナルに就航する船舶は、可能な限りバリアフリー化	
タクシー	福祉タクシー車両	・約 90,000 台(ユニバーサルデザインタクシーを含む) ・都道府県の総車両数の約 25%をユニバーサルデザインタクシー	

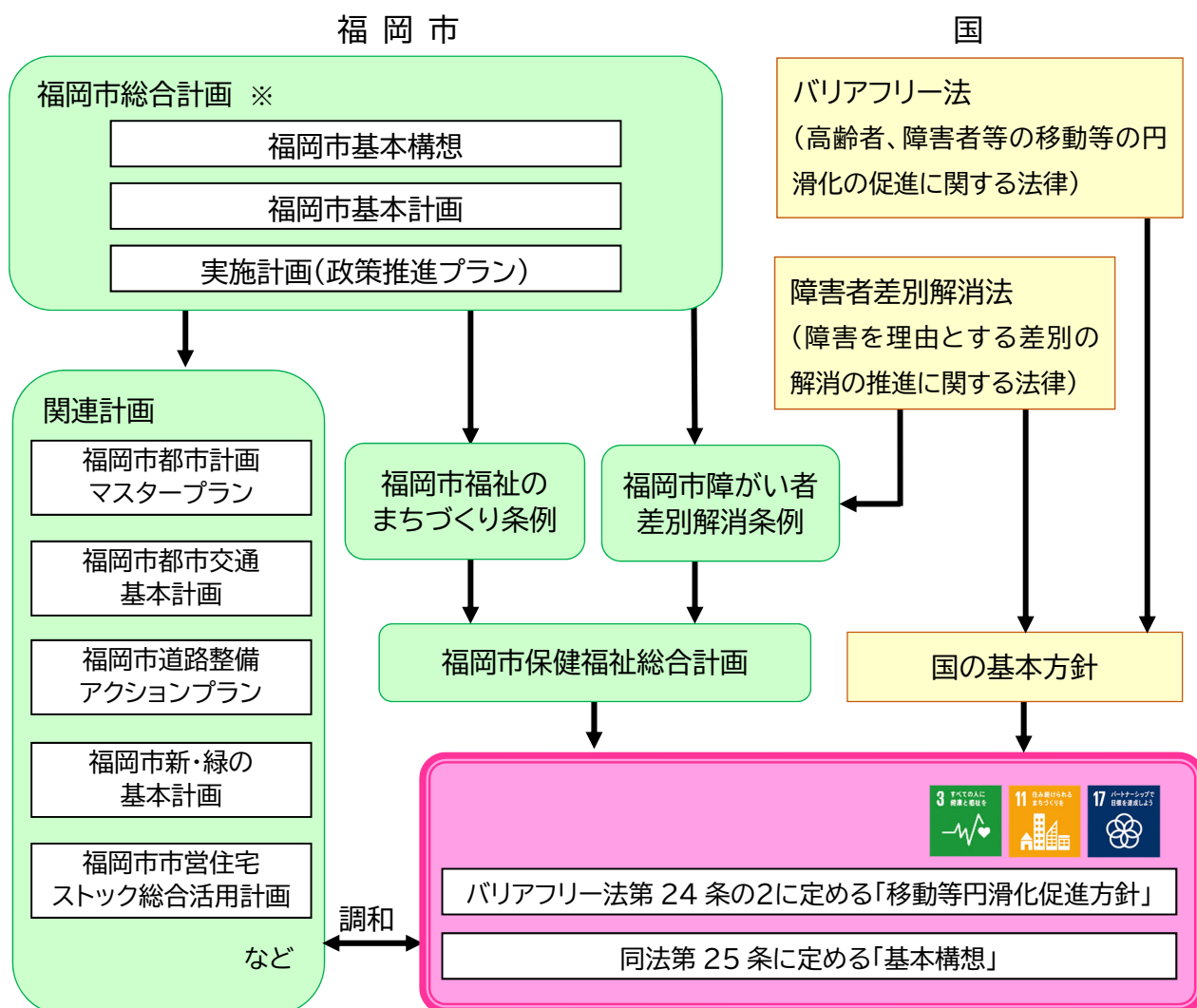


施設・車両等		令和7年度末までの目標(全国値)
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定した特定道路	・約70%
都市公園	園路・広場	・概ね2ha以上の都市公園を約70%
	駐車場	・概ね2ha以上の都市公園を約60%
	便所	・概ね2ha以上の都市公園を約70%
駐車場	特定路外駐車場	・約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ・2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ・公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、バリアフリー化を促進
信号機等	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	・原則100%
	音響機能付加信号機	・主要な生活関連経路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分の信号機は、原則100%音響機能付加信号機とする
	エスコートゾーン	・主要な生活関連経路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分の道路標示は、原則100%エスコートゾーンを促進
「心のバリアフリー」		<ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% ・高齢者、障がい者等の立場を理解して行動ができていない人の割合を原則100%



(3) 福岡市バリアフリー基本計画の位置づけ

本計画は、バリアフリー法第 24 条の2に定める「移動等円滑化促進方針」として、福岡市におけるバリアフリー化推進に関する基本的な方針や「心のバリアフリー」に関する取組みを示すとともに、同法第 25 条に定める「基本構想」として、バリアフリー化の必要性が高い重点整備地区内の移動等円滑化について示すものです。

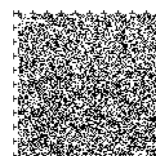


※福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGsの達成に取り組んでいます。

(4) 目標年次

本計画は、国の基本方針に合わせ、令和7年度を目標年次とします。

なお、本計画策定後の施設の新設や利用者数などの著しい変化、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

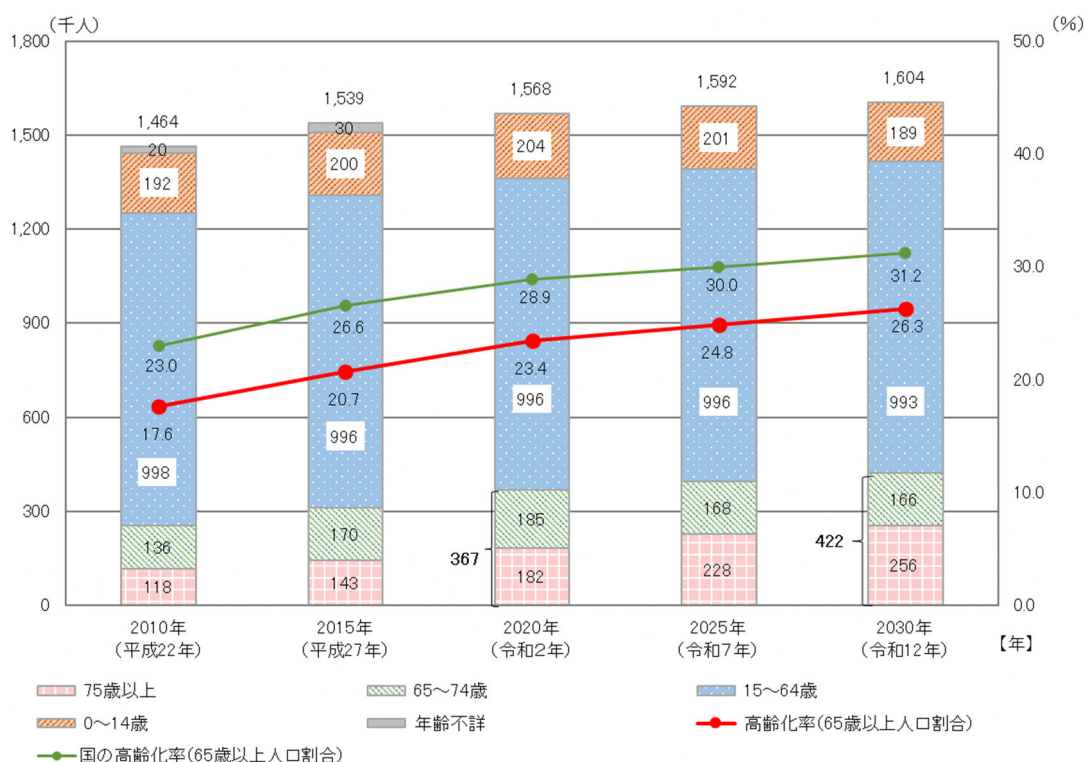


(5) 福岡市における高齢者、障がい者の現状

① 福岡市における高齢者数等の推移

福岡市における65歳以上の高齢者人口は、令和2年には36万7,290人で、高齢化率は23.4%となっています。全国平均に比べると低いものの、高齢化は着実に進んでいます。将来推計では、令和12年には高齢者人口が42万2,071人で、高齢化率が26.3%となり、高齢化が一層進展していきます。

図表3 福岡市の高齢化の推移と将来推計

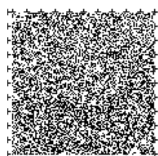


※出典:「国勢調査(平成27年度)」(総務省)、「福岡市の将来人口推計(平成24年3月)」(福岡市)
注1)国勢調査の高齢化率(人口割合)算出にあたっては、総数から年齢不詳を除外している。

② 福岡市における障がい者数等の推移

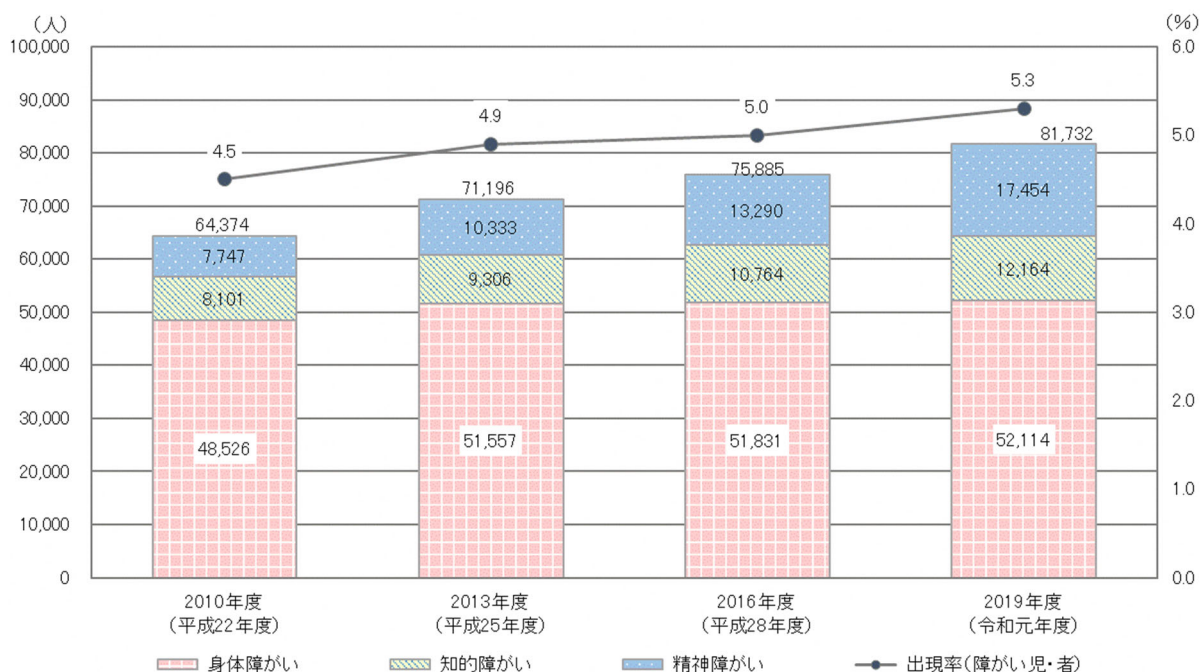
福岡市の障がい児・者数(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む)は、令和元年度で81,732人、人口に占める障がい者の割合は5.3%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。

障がい児・者数の推移を見ると、身体、知的、精神とも増加しており、また、人口に占める割合についても上昇傾向にあります。



発達障がいについては、全国的に見ても正確な人数が把握できていない状況ですが、福岡市発達障がい者支援センターの相談者数をみると近年 1,400 人前後で推移しており、そのうち約半数が成人となっています。

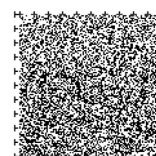
図表 4 障がい児・者数及び人口に占める割合の推移



出典:「第 6 期 福岡市障がい福祉計画」(福岡市)

※精神障がい者保健福祉手帳所持者数に関しては、「精神保健福祉事業のまとめ」参照 (令和2年3月31日時点)

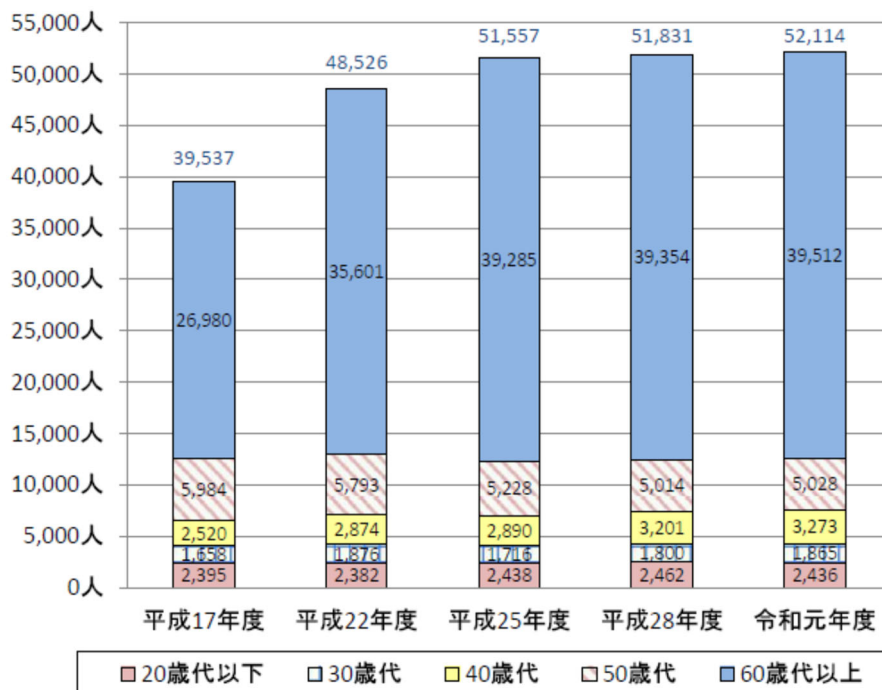
※身体障害者手帳、療育手帳の所持者数に関しては、「福岡市障がい児・者等実態調査報告書」参照 (令和元年6月30日時点)



第1 総論

年齢構成別の推移としては、令和元年6月30日現在の身体障がい児・者数(身体障害者手帳所持者数)は 52,114 人で、20 歳代以下 2,436 人に対して、60 歳代以上は 39,512 人となっており、60 歳代以上の割合が 75.8%と高い割合を占めています。

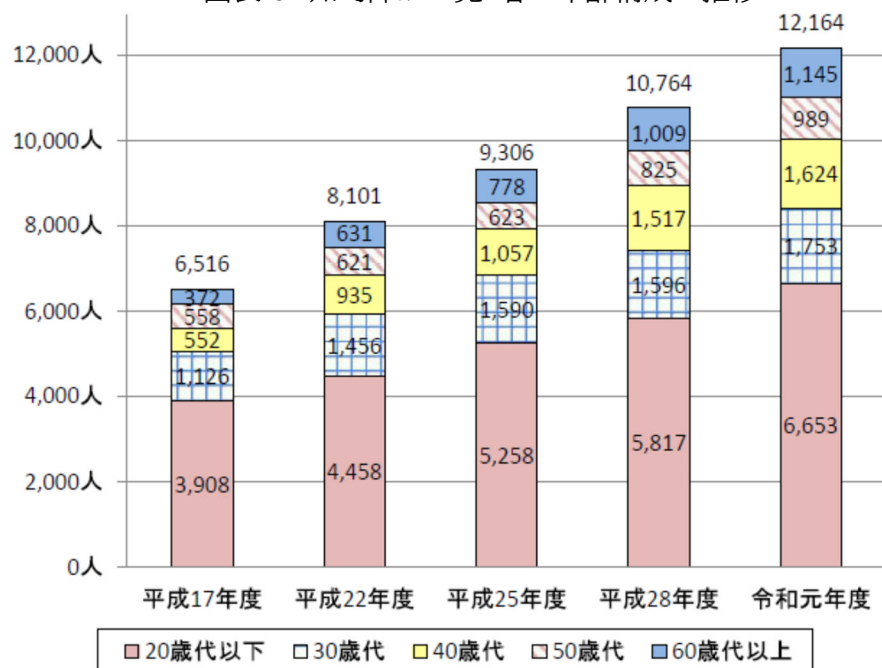
図表 5 身体障がい児・者の年齢構成の推移



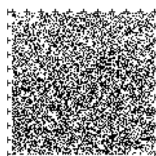
出典:「第 6 期 福岡市障がい福祉計画」(福岡市)

一方、知的障がい児・者数(療育手帳所持者数)は 12,164 人で、このうち 20 歳代以下が 6,653 人(約 55%)と大半を占めています。

図表 6 知的障がい児・者の年齢構成の推移

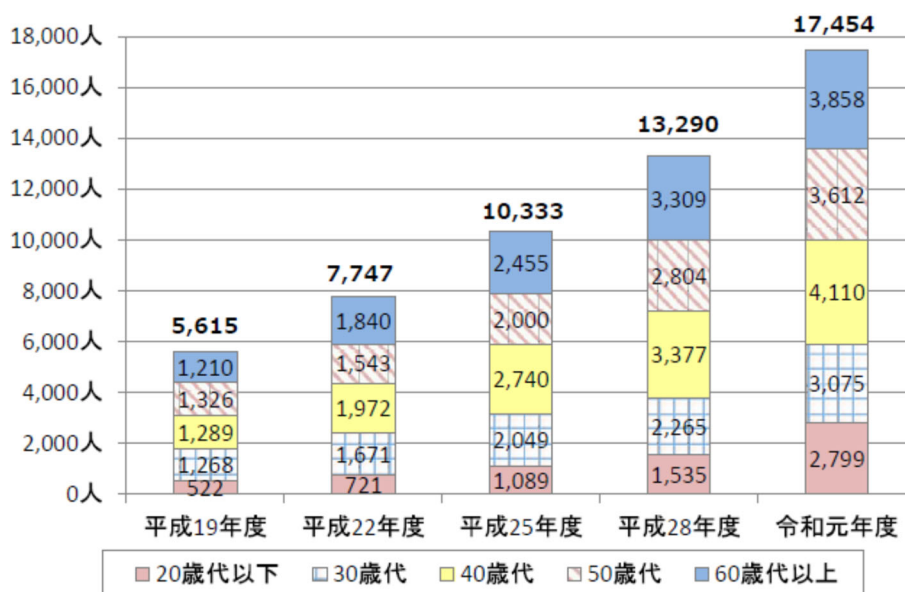


出典:「第 6 期 福岡市障がい福祉計画」(福岡市)

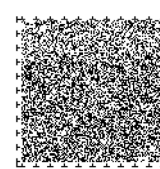


また、精神障がい児・者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)は17,454人で、どの年代もほぼ同じ割合となっています。

図表 7 精神障がい児・者の年齢構成の推移



出典:「第6期 福岡市障がい福祉計画」(福岡市)



(6) 基本理念と取組みの視点

① 基本理念

超高齢社会の進展や誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりへの関心の高まりなどを受け、福岡市においてもユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めているところです。

本計画はバリアフリーの視点に立脚するものですが、ユニバーサルデザインの理念も踏まえて、すべての人にやさしい施設の整備や、すべての人がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現を目指し、基本理念を次のとおりとします。

誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり

② 取組みの視点

基本理念を実現していくために、次に掲げる 3 つの視点で、バリアフリー化を推進していきます。

ハード面:一体的なバリアフリー化の推進

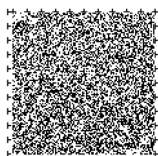
高齢者、障がい者等、誰もが安全かつ快適に暮らしていけるように、日常生活や社会生活において利用する旅客施設、生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的なバリアフリー化を推進します。また、誰もが安心して外出できる環境をつくるため、バス停付近をはじめ市内全域でベンチの設置を官民連携しながら推進します。

ソフト面:相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」の推進

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」について、市民の理解と協力が当たり前の社会となるよう、広報活動や啓発活動等を推進します。

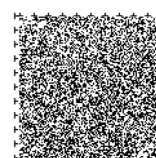
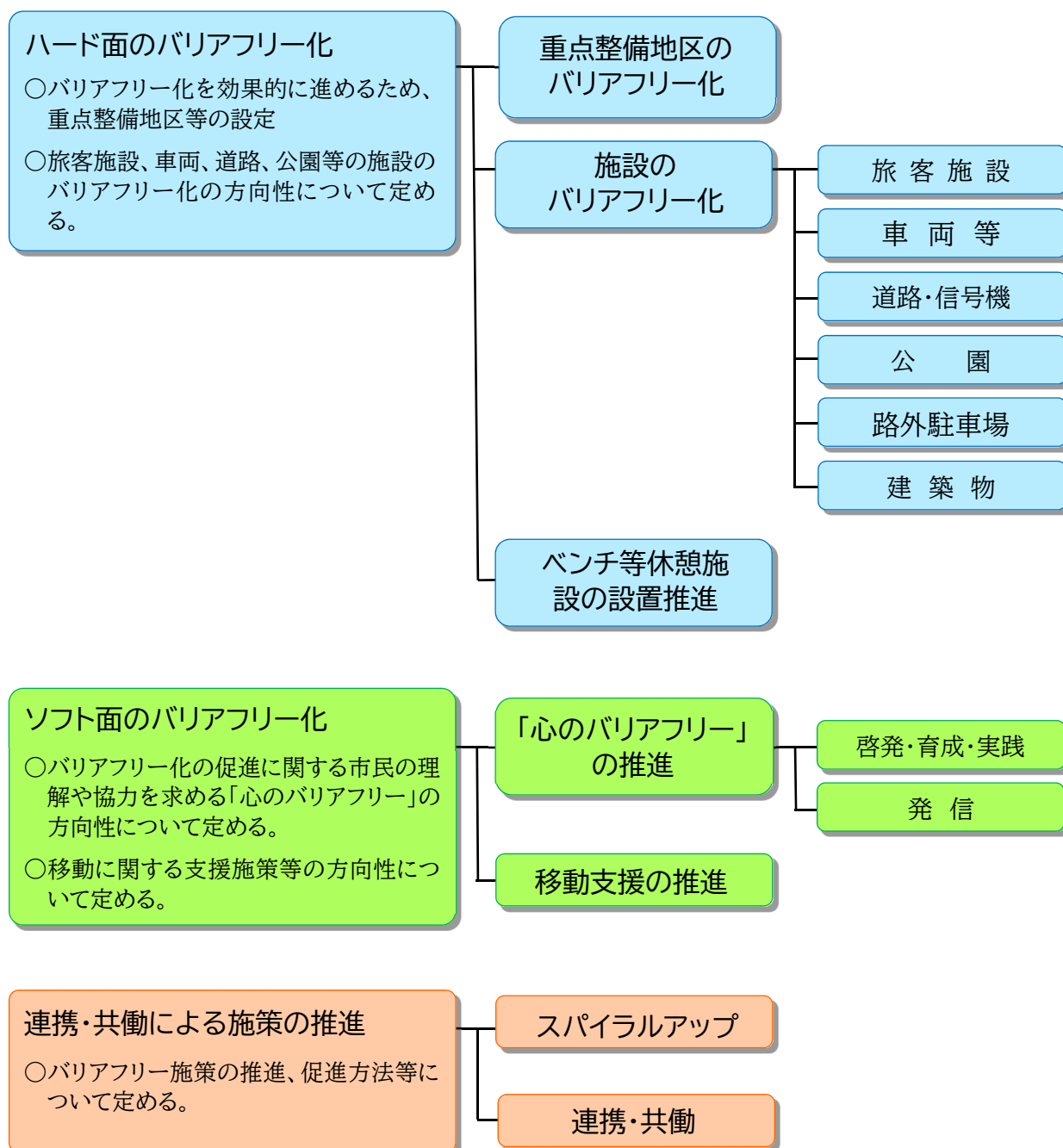
連携・共働の推進

福岡市だけでなく、公共交通事業者、福岡県警、福岡国道事務所等の外部機関や市民・当事者、企業等とも適切な役割分担のもと連携・共働し、バリアフリー化を推進します。



(7) 施策体系

本計画は、施設整備等のハード面の取組みを中心とする「ハード面のバリアフリー化」、
「心のバリアフリー」の推進などソフト面の取組みを中心とする「ソフト面のバリアフリー化」、
「連携・共働による施策の推進」の3つの柱で構成されます。本計画の施策体系は以下の
とおりです。



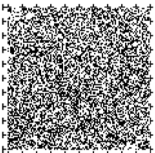
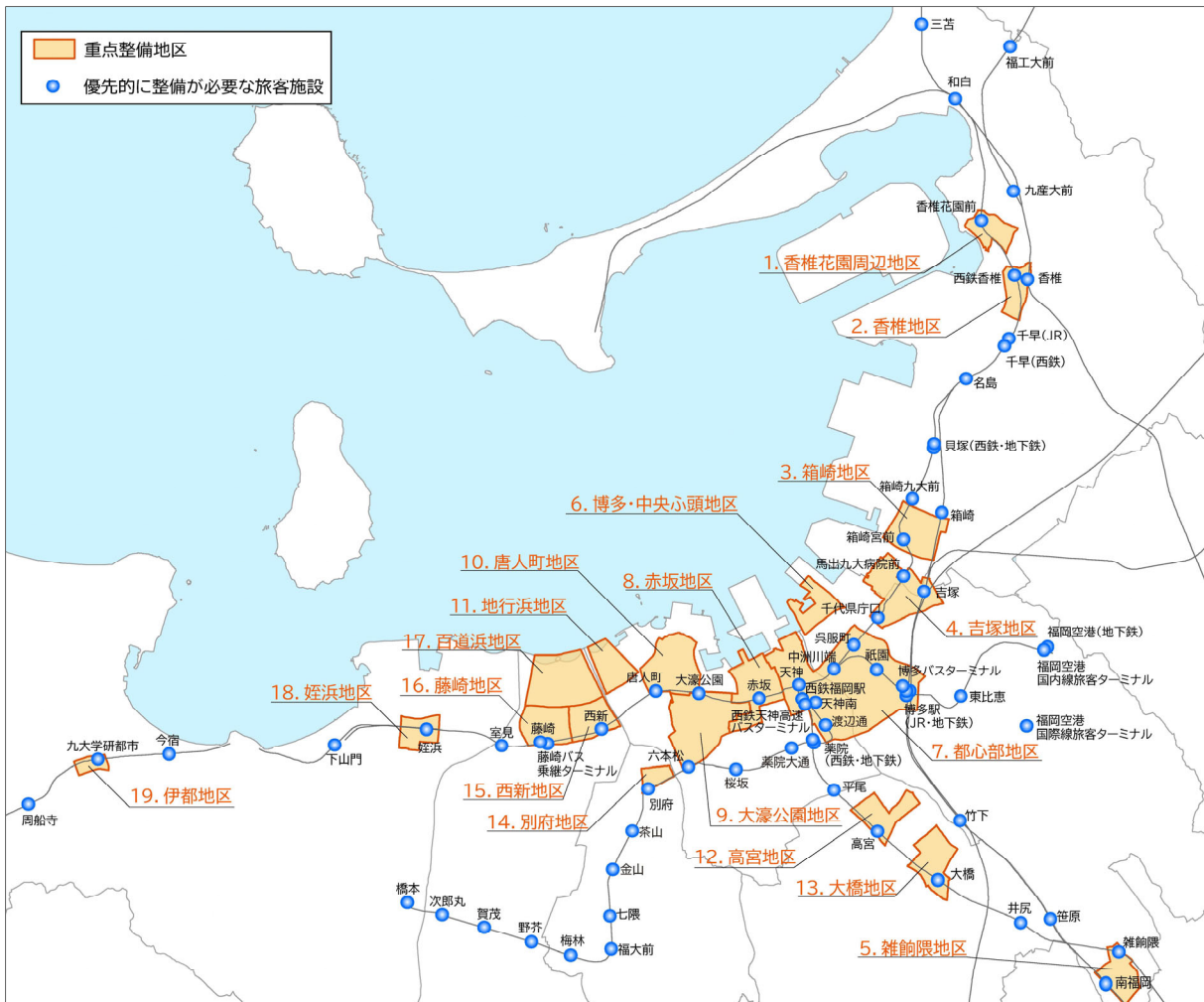
2 福岡市バリアフリー基本計画の振り返り

(1) 優先的に整備が必要な旅客施設と重点整備地区

平成 14 年 3 月に策定した「福岡市交通バリアフリー基本方針」と同方針を継承し、平成 25 年 4 月に策定した「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、特定旅客施設を含む 1 日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の旅客施設(鉄道駅、バスターミナル等)を優先的に整備が必要な施設(当初 66 施設)として選定し、バリアフリー化に取り組みました。さらに、基本計画策定後に、1 日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上になった旅客施設についても、随時整備対象として追加(令和 2 年度末時点で 69 施設)し、バリアフリー化に取り組みました。

また、生活関連施設を相互に接続する生活関連経路について、そのバリアフリー化の必要性が高い地区を重点整備地区(19 地区)として選定し、優先的にバリアフリー化に取り組みました。

図表 8 優先的に整備が必要な旅客施設及び重点整備地区



優先的に整備が必要な旅客施設(66 施設→69 施設)	
福岡市地下鉄 (33→35)	姪浜(※1)、室見、藤崎、西新、唐人町、大濠公園、赤坂、天神、中洲川端、祇園、博多、東比恵、福岡空港、呉服町、千代県庁口、馬出九大病院前、箱崎宮前、箱崎九大前、貝塚、天神南、渡辺通、薬院、薬院大通、桜坂、六本松、別府、茶山、金山、七隈、福大前、梅林、野芥、賀茂、次郎丸、橋本
JR (16→16)	福工大前、九産大前、香椎、千早、箱崎、吉塚、博多(JR 九州)、博多(JR 西日本)、竹下、笹原、南福岡、和白、下山門、今宿、九大学研都市、周船寺
西鉄 (11→13)	福岡(天神)、薬院、平尾、高宮、大橋、井尻、雑餉隈、貝塚、名島、西鉄千早、西鉄香椎、香椎花園前、三苫
バスターミナル (3→3)	西鉄天神高速バスターミナル、博多バスターミナル、藤崎バス乗継ターミナル
空港旅客ターミナル (3→2)	福岡空港国内線旅客ターミナルビル、福岡空港国際線旅客ターミナルビル

※1)地下鉄と JR 筑肥線が相互乗入している姪浜駅は、地下鉄の駅としてカウントしています。

※下線は追加した旅客施設

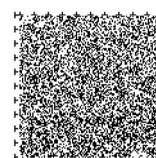
(2) 施設毎の進捗状況

① 旅客施設

ア 鉄道駅

施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消、内方線付き点状ブロック設置等による転落防止設備の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置を図り、64駅全ての整備が完了しました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象施設数	60	64
整備済み施設数	54	64
整備率	90.0%	100%



イ バスターミナル

施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置を図り、維持保全に努めました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象施設数	3	3
整備済み施設数	2	3
整備率	66.6%	100%

ウ 航空旅客ターミナル

国内線ターミナルの再整備の際も、施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置を図り、引き続き、バリアフリー化の基準適合を維持しました。

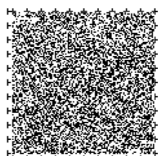
	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象施設数	3	2※
整備済み施設数	3	2
整備率	100%	100%

※国内線ターミナルの再整備に伴い、2つの国内線ターミナルを1つに集約したことにより整備対象施設数が減少。

エ 旅客船ターミナル

福岡市の旅客船ターミナルは、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人未満ですが、市民にとって重要な海上交通機関であるため、バリアフリー化に取り組みました。

施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置を図り、8旅客船ターミナル全ての整備が完了しました。



	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象施設数	9	8※
整備済み施設数	4	8
整備率	44.4%	100%

※平成 27 年 4 月に大岳への寄港が廃止となり、整備対象施設数が減少。

② 生活関連経路

歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など、重点整備地区全体では 43.6km のうち、令和 2 年度で 39.1km の整備が完了しました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象延長	43.6km	43.6km
整備済み延長	31.6km	39.1km
整備率	72.5%	89.9%

③ 交通安全事業:信号機

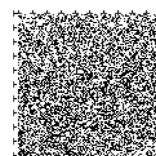
重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する交差点に設置された信号機について、高齢者や障がい者等の安全な横断を確保するために、音響式付加信号や高齢者感応式信号等のいずれかの機能を付加するなど、平成 27 年度までに全ての対象箇所 196 箇所の整備が完了しました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備対象箇所	196	196
整備済み箇所	169	196
整備率	86.2%	100%

④ その他道路関係

ア エスコートゾーン

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する横断歩道について、適宜設置に努めました。



第1 総論

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備済み箇所	4	11

イ バス停部歩道のマウントアップ

ノンステップバス導入路線を中心として、マウントアップによるバス乗降口と歩道の段差解消を行い、バス利用環境の改善に取り組みました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備済み箇所	155	168

ウ バス停の上屋やベンチの設置

広幅員歩道のバス停において、上屋やベンチの設置を行い、バス利用環境の改善に取り組みました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
整備済み箇所	上屋 5 ベンチ 4	上屋 50 ベンチ 136

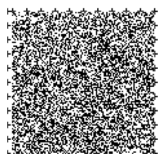
⑤ 車両等

ア 福岡市地下鉄車両

車両の大規模改修の際に、国の車両の移動等円滑化基準への適合に取り組みました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
車両の移動等円滑化基準への適合率	100%	100%

※近年の移動等円滑化整備ガイドライン改訂で追加された「車両案内表示装置に、行き先及び種別が運行開始後に変更された場合も表示」という整備内容を除く。



イ 乗合バス

車両の買い換え等の際に、ノンステップバスの導入に取り組みました。

	平成 25 年度	令和 2 年度
ノンステップバスの導入	台数 123台 導入率 -	台数 555台 導入率 40.1%

※低床バス(ノンステップバス及びワンステップバス)の令和 2 年度末時点の導入率は 97.4%です。

ウ ユニバーサルデザインタクシー

車両の買い換え等の際に、ユニバーサルデザインタクシー導入の普及促進に取り組みました。

	平成28年度	令和 2 年度
導入台数	20 台	563台

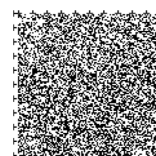
⑥ 公園

公園の新設及び再整備の機をとらえて、園路及び広場、駐車場のバリアフリー化、障がい者対応型便所の設置等に取り組みました。

		平成 25 年度	令和 2 年度
整備済み 施設数	園路及び広場	59	131
	駐車場	18	31
	障がい者対応型便所	50	76

⑦ 「心のバリアフリー」

「第2 各論、2 ソフト面のバリアフリー化」に記載のとおり、啓発・育成・実践の3つの区分に応じた取組みを進めました。



(3)課題

鉄道駅などの旅客施設、車両、道路、公園などのハード面のバリアフリー化は着実に進展していますが、令和 2 年 12 月に告示された「国の基本方針」に基づき、今後も継続的な取り組みが必要です。

取り組みにあたっては、福岡市だけでなく、より一層、公共交通事業者、福岡県警、福岡国道事務所等の外部機関や市民・当事者、企業等とも適切な役割分担のもと連携・共働りし、バリアフリー化を推進する必要があります。

また、ソフト面については、高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるように、より一層、「心のバリアフリー」に関する市民一人ひとりの理解の増進と協力の確保を図っていくとともに、ハード面を補完する取り組みとして、スマートフォンやデジタルサイネージ※1等の新しいツールの活用や、わかりやすく、障がいの多様性を踏まえた案内表示など、高齢者、障がい者等が個々の身体的特徴や移動制約に応じて、必要な情報を収集できる環境整備が求められています。

※1)デジタルサイネージ:英語で、Digital Signage。液晶やLEDのディスプレイを用いた電子看板のこと。屋外広告、交通広告、店内広告などの販促を目的とする広告以外にも、案内板や掲示板としても利用されている

